

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第2章 宇陀市における障がい者（児）の現状	5
第1節 障がい者の状況	5
第2節 障がい福祉サービスの実績	12
第3節 地域生活支援事業の実績	20
第4節 障がい児福祉サービスの実績	24
第2部 第7期宇陀市障がい福祉計画	26
第1章 計画の基本的な考え方	27
第1節 計画の基本理念	27
第2節 計画の基本的視点	27
第3節 第6期計画の成果目標の実績	29
第4節 第7期計画の成果目標	35
第2章 障がい福祉サービスの見込量	41
第1節 障がい福祉サービス	41
第2節 地域生活支援事業	45
第3節 発達障害者支援事業	47
第3部 第3期宇陀市障がい児福祉計画	49
第1節 障がい児福祉サービス	50
第4部 計画の推進体制	52
第1章 サービス利用支援体制の整備	53
第1節 制度及びサービス内容の周知と普及	53
第2節 サービス提供体制の整備	54
第2章 推進基盤の整備	55
第1節 地域との連携	55
第2節 保健・医療との連携	55
第3節 庁内推進体制の整備	55
第4節 計画の点検・評価におけるPDCAサイクルの確立	56
資料編	57
用語説明	60

●第1部●

総論

第 1 節 計画策定の趣旨

本市においては、令和 3 年 3 月に「第 3 次宇陀市障がい者基本計画」を策定し、「誰もが自分らしく生き、互いに認め合う共生のまち」を基本理念に、施策の推進に取り組んできました。また、障がい福祉施策については、平成 18 年度以降、3 年を 1 期とする「宇陀市障がい福祉計画」をこれまで 6 期にわたって策定し、障がい福祉サービス基盤の充実を図ってきました。

現行計画である「第 3 次宇陀市障がい者基本計画」(目標年次令和 8 年度)を除く、「第 6 期宇陀市障がい福祉計画」及び「第 2 期宇陀市障がい児福祉計画」は令和 5 年度をもって計画期間が終了します。この間の国における障がい者施策の進展と法制度改革、本市の障がい者を取り巻く現状や課題を踏まえ、本市における障がい者福祉施策の基本指針として障がい福祉サービスの充実に向け、各種障がい福祉サービスの方向性を示すことを目的として、「第 7 期宇陀市障がい福祉計画」及び「第 3 期宇陀市障がい児福祉計画」を策定します。

第２節 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」とを一体的に策定したものです。「第 3 次宇陀市障がい者基本計画」は、本市における障がい者施策の最も基本的な理念と方向性を明らかにするものであり、「第 7 期宇陀市障がい福祉計画」及び「第 3 期宇陀市障がい児福祉計画」は、本市における障がい福祉サービスのさらなる充実と、支援体制の計画的な整備を目指すものです。

（参考：障害者基本法第 11 条第 3 項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（参考：障害者総合支援法第 88 条第 1 項）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（参考：児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項）

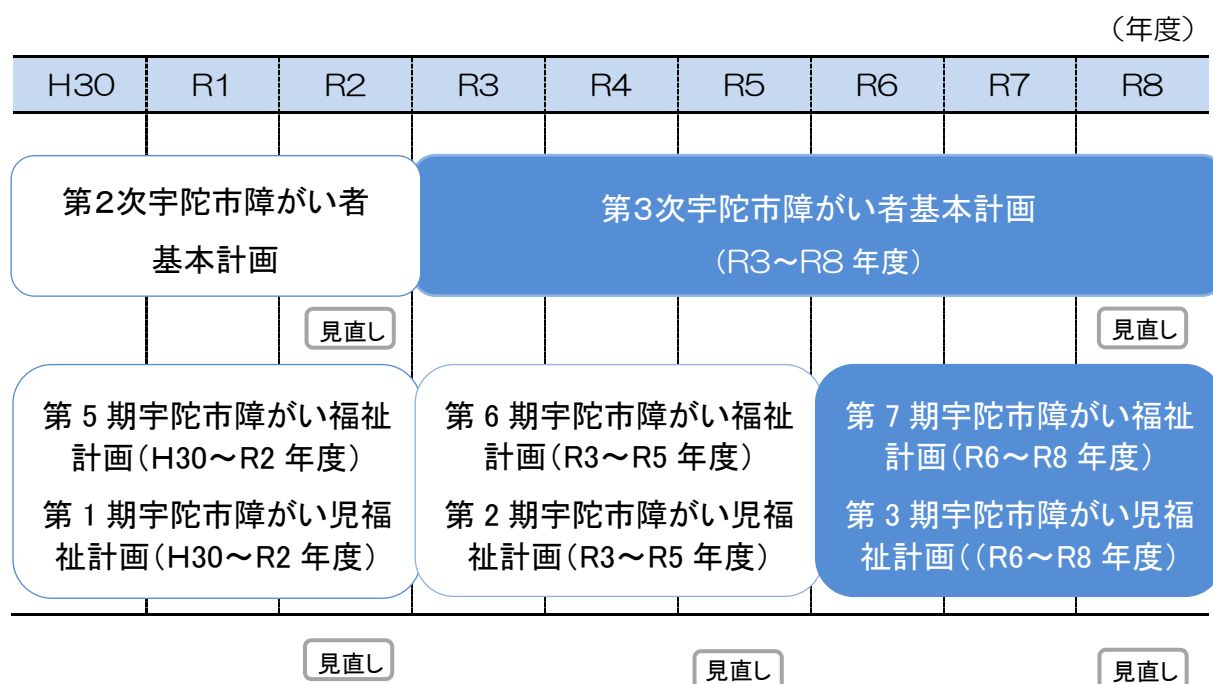
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

本計画のいずれについても、上位計画にあたる「宇陀市総合計画」との整合性を図るとともに、関連分野の計画である「宇陀市地域福祉計画」、「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」と相互に連携を図っています。また、「第 3 次宇陀市障がい者基本計画」については、国・奈良県の計画と整合性のとれたものとし、「第 7 期宇陀市障がい福祉計画」及び「第 3 期宇陀市障がい児福祉計画」については、国の示した「基本指針」に基づくと同時に、奈良県の「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」との連携を図っています。

第3節 計画の期間

本計画は、宇陀市障がい者基本計画・宇陀市障がい福祉計画及び宇陀市障がい児福祉計画を一体的に策定しています。このうち、「第3次宇陀市障がい者基本計画」については、計画期間を令和3年度から8年度までの6年間とし、障がい者施策の基本方針の安定を図ります。

「第7期宇陀市障がい福祉計画」及び「第3期宇陀市障がい児福祉計画」については、国の基本指針において計画期間を3年とすることが定められています。



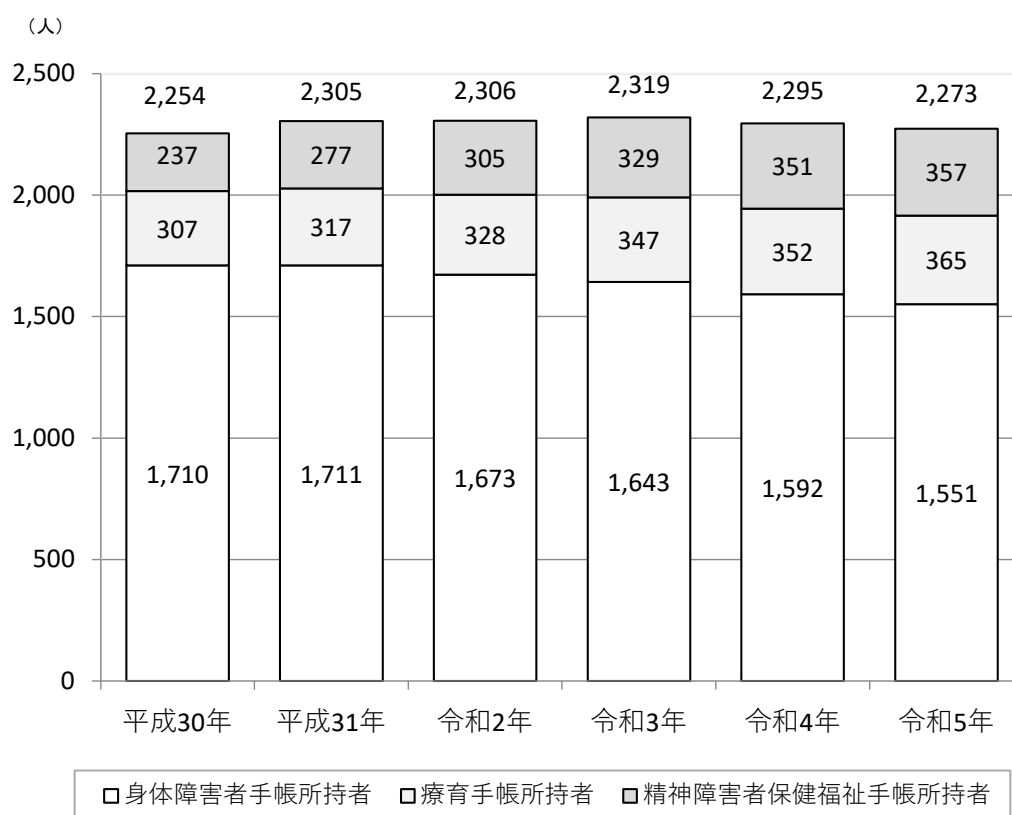
第2章 宇陀市における障がい者（児）の現状

第1節 障がい者の状況

（1）障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数のうち、身体障害者手帳所持者が過半数を占めていますが、その数は平成31年から令和5年にかけて、やや減少しています。

手帳所持者数の総数については、平成30年から令和3年にかけて増加傾向が続いていましたが、令和4年以降は減少傾向を示しています。

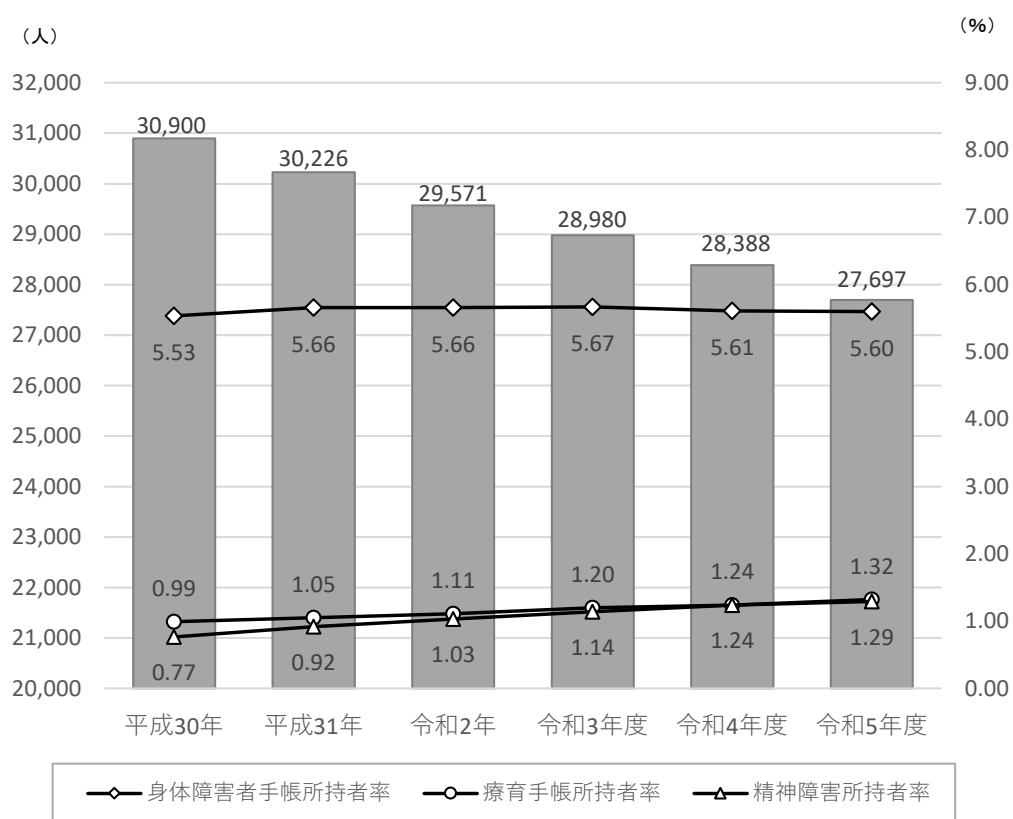


資料：宇陀市人口統計（人口）
宇陀市福祉事務所（手帳所持者数）

(2) 人口に占める障害者手帳所持者の推移

本市の人口は、近年、減少が続いていますが、障害者手帳所持者の割合は種別により増加または横ばいとなっており、結果として人口に対する障害者手帳所持者の割合は増加しています。

特に、平成30年以降は精神障害者保健福祉手帳所持者が増えており、療育手帳所持者についても微増の傾向がみられます。

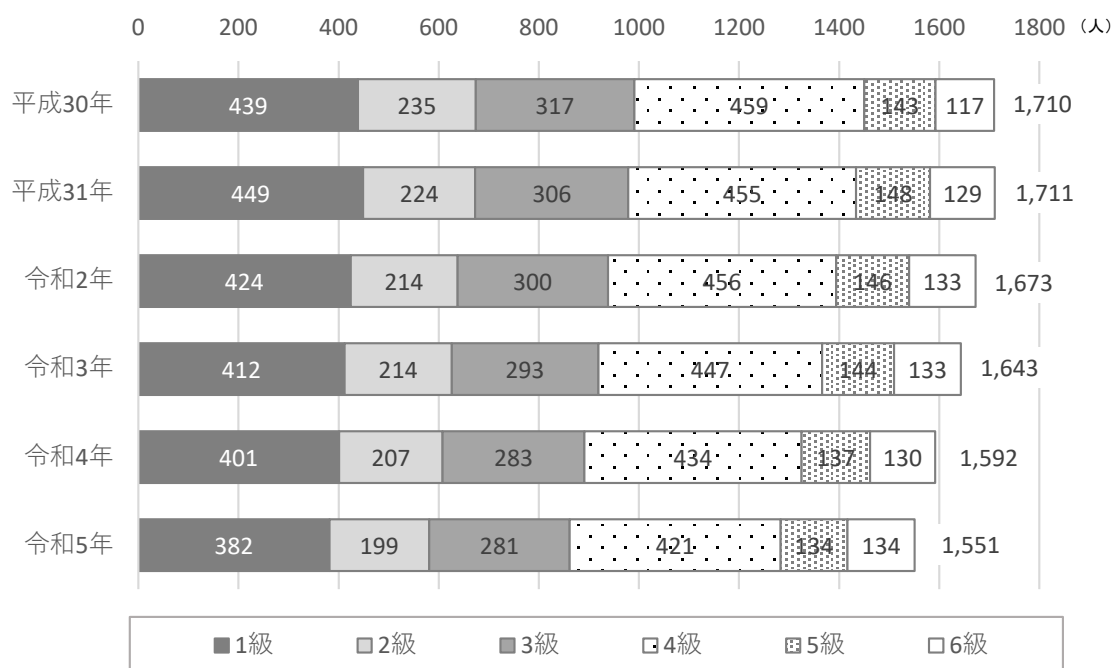


資料：宇陀市福祉事務所
宇陀市人口統計（人口）
宇陀市福祉事務所（手帳所持者数）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

①等級別手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の等級別所持者数の推移をみると、平成31年から令和5年にかけて手帳所持者は減少傾向を示しており、令和5年では前年より、1級が19人、2級が8人、3級が2人、4級が13人、5級が3人減少しています。

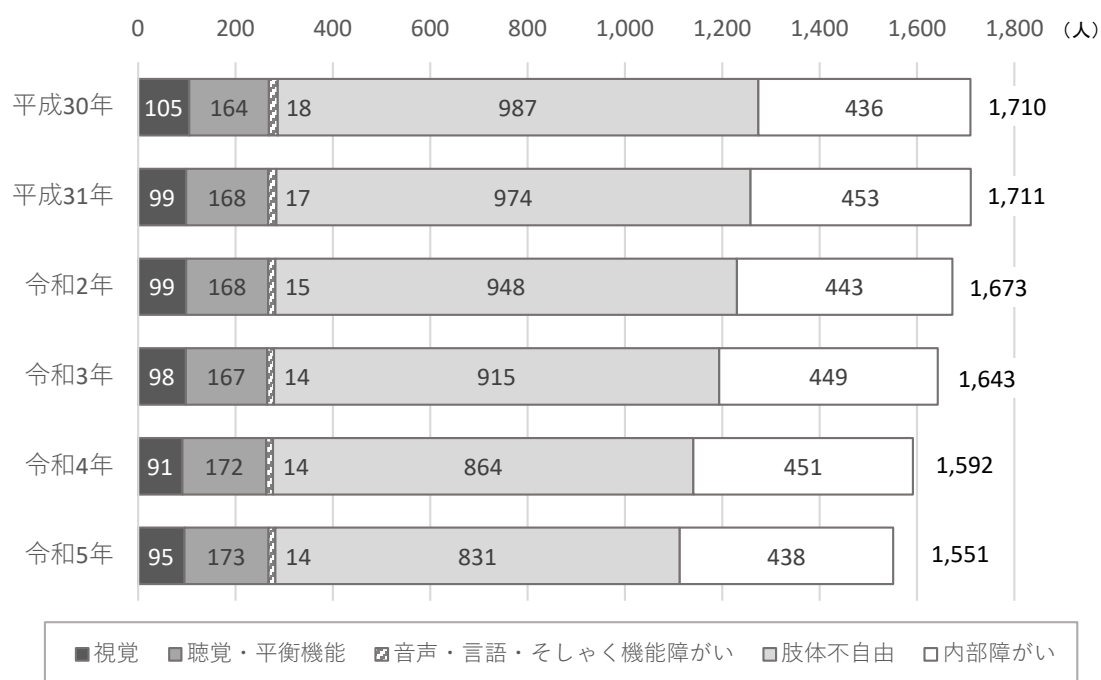


資料：宇陀市福祉事務所

②障がい部位別手帳所持者数の推移

障がい部位別手帳所持者数について、肢体不自由の割合が最も多くなっており、平成30年から令和5年にかけて減少傾向にあります。次いで内部障がいの割合が多くなっていますが、ほぼ横ばいの状況です。

その他の視覚、聴覚・平衡機能及び音声・言語・そしゃく機能障がいでは大きな変化はありません。

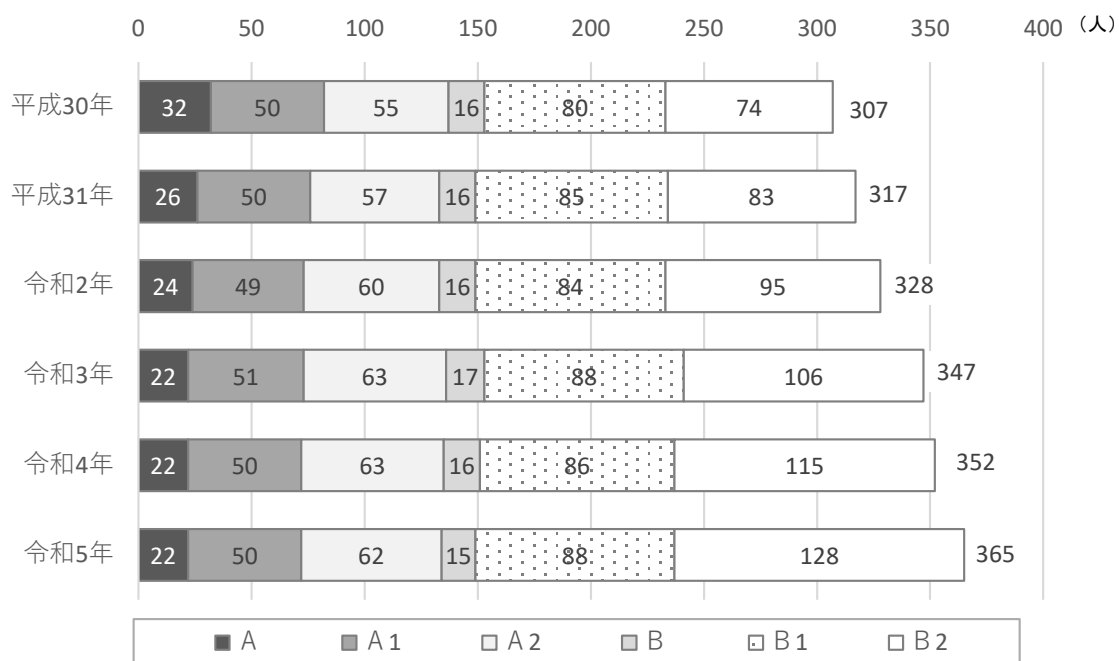


資料：宇陀市福祉事務所

（４）療育手帳所持者の状況

①等級別手帳所持者数の推移

等級別手帳所持者数の推移では、平成30年以降、Aの所持者数はやや減少傾向を示しており、B2の所持者数は増加傾向となっています。

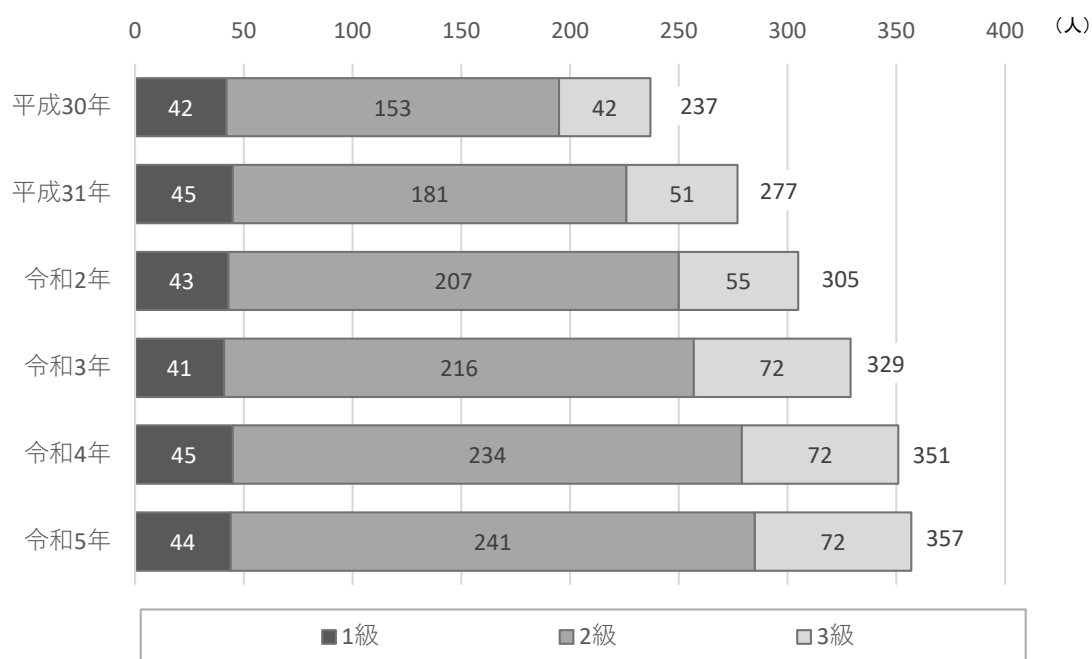


資料：宇陀市福祉事務所

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①等級別手帳所持者数の推移

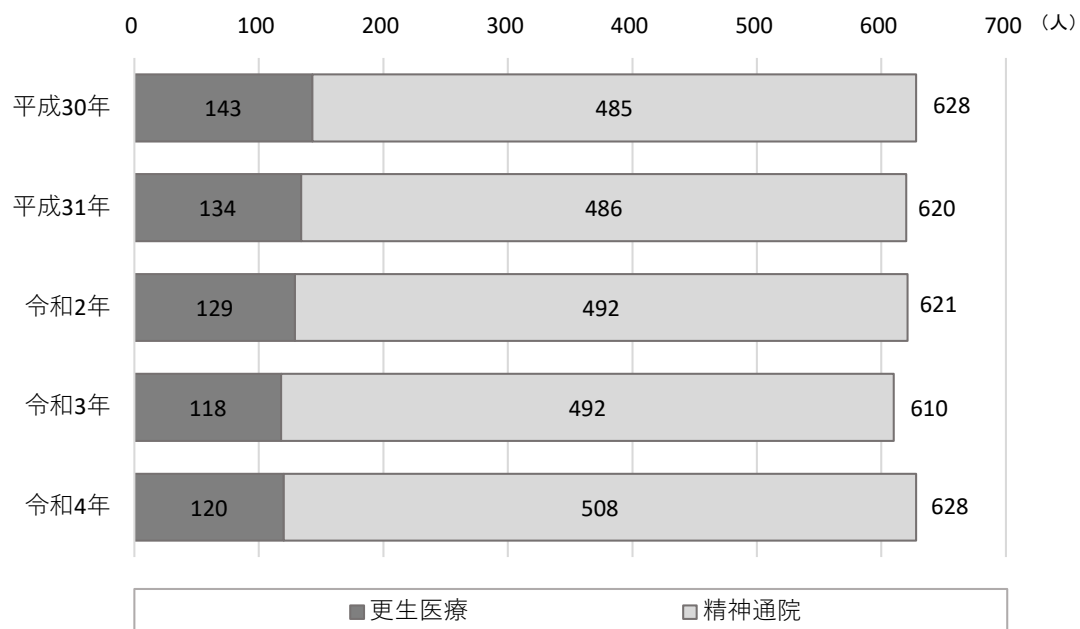
精神障害者保健福祉手帳の所持者数について、平成30年以降令和5年までで1.5倍増加しています。これは、実際に精神障がいのある人の増加に加え、これまで手帳を取得してこなかった人が、取得するようになったということが考えられます。



資料：宇陀市福祉事務所

（６）自立支援医療受給者の推移

自立支援医療受給者数について、更生医療受給者は、平成 30 年以降やや減少傾向を示しています。精神通院については、令和 3 年から令和 4 年にかけて増加しています。



資料：宇陀市福祉事務所

第 2 節 障がい福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

・サービス内容

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分 1 以上の人に対し、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護・調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

利用実績は、「居宅介護」「同行援護」の利用者数が計画値を下回っているのに対し「行動援護」については、計画値を上回っています。

重度訪問介護、重度障害者等包括支援について実績はありませんでした。

サービス名	単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
居宅介護	時間／月	計画値	409	706	803	909
	人／月		75	87	99	112
	時間／月	実績値	660	675	634	656
	人／月		60	69	68	72
重度訪問介護	時間／月	計画値	119	116	116	116
	人／月		1	1	1	1
	時間／月	実績値	0	0	0	0
	人／月		0	0	0	0
同行援護	時間／月	計画値	46	36	36	36
	人／月		14	4	4	4
	時間／月	実績値	37	34	31	34
	人／月		3	2	2	2
行動援護	時間／月	計画値	464	237	237	237
	人／月		26	14	14	14
	時間／月	実績値	235	265	279	308
	人／月		12	12	13	14
重度障害者等 包括支援	時間／月	計画値	119	119	119	119
	人／月		1	1	1	1
	時間／月	実績値	0	0	0	0
	人／月		0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス等

(生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）・就労定着支援・療養介護）

・サービス内容

サービス名	内 容
生活介護	常時介護が必要である人に対して、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活・自立生活への移行等を図る上で支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活・自立生活への移行等を図る上で生活能力の維持・向上等の支援が必要な人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。
就労継続支援 （A型）	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がいのある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る等の支援を行います。
就労継続支援 （B型）	年齢や体力の面で雇用されることが困難な人を対象に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、各関係者と連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる生活の問題についての相談、助言等の必要な支援を行います。
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

① 生活介護

利用実績は、各年度計画値を下回りましたが、利用者数は増加しています。

サービス名	単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
生活介護	人日／月	計画値	3,741	3,117	3,190	3,262
	人／月		219	173	177	181
	人日／月	実績値	3,029	3,081	3,093	3,147
	人／月		163	165	166	169

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

利用実績は、減少傾向を示しており、各年度とも実績数は計画値を下回っています。

サービス名	単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
自立訓練 （機能訓練）	人日／月	計画値	57	11	11	11
	人／月		6	1	1	1
	人日／月	実績値	15	20	8	6
	人／月		1	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日／月	計画値	180	267	445	729
	人／月		10	15	25	41
	人日／月	実績値	132	123	235	240
	人／月		7	6	11	11

③ 就労移行支援・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）・就労定着支援

利用実績について、就労移行支援・就労継続支援Ａ型においては実績値が計画値を下回っています。就労継続支援Ｂ型については令和３年以降実績値が計画値を上回っています。就労定着支援については、各年度ともに、計画値を下回っています。

サービス名	単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
就労移行支援	人日／月	計画値	221	315	374	434
	人／月		14	16	19	22
	人日／月	実績値	268	203	224	315
	人／月		14	11	13	17
就労継続支援 （Ａ型）	人日／月	計画値	419	342	382	423
	人／月		27	17	19	21
	人日／月	実績値	321	328	391	422
	人／月		16	17	20	22
就労継続支援 （Ｂ型）	人日／月	計画値	1,298	1,126	1,091	1,055
	人／月		87	63	61	59
	人日／月	実績値	1,199	1,273	1,366	1,522
	人／月		67	71	78	85
就労定着支援	人／月	計画値	1	3	5	8
	人／月	実績値	1	1	1	1

④ 療養介護

利用実績は、令和3年度以降において計画値は実績値と同水準となっています。

サービス名	単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
療養介護	人／月	計画値	14	10	10	10
	人／月	実績値	10	10	10	10

(3) 短期入所

・サービス内容

サービス名	内 容
短期入所	居宅で介助する人が病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間・夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

利用実績は、令和3年以降、計画値を下回っています。

サービス名	単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
短期入所	人日／月	計画値	164	333	380	433
	人／月		40	50	57	65
	人日／月	実績値	294	290	300	326
	人／月		40	35	35	35

(4) 居住系サービス

(共同生活援助・施設入所支援)

・サービス内容

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴・排せつ及び食事等の介護・調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

共同生活援助の利用実績は、ばらつきがありますが計画値に近づいています。
施設入所支援は、減少傾向となっています。

サービス名	単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	計画値	34	35	43	53
	人／月	実績値	29	33	38	53
施設入所支援	人／月	計画値	59	54	52	50
	人／月	実績値	56	56	53	52

(5) 相談支援

・サービス内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者全員を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	精神科病院や入所施設等から地域における生活に移行する人を対象に、相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	精神科病院や入所施設等から地域における生活に移行する人が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等対応に必要な便宜を供与します。

利用実績は、計画相談については、計画値を上回っていますが、地域移行支援及び地域定着支援については、利用実績はありませんでした。

サービス名	単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
計画相談支援	人／月	計画値	29	35	36	37
	人／月	実績値	36	44	50	56
地域移行支援	人／月	計画値	1	1	1	1
	人／月	実績値	0	0	0	0
地域定着支援	人／月	計画値	1	1	1	1
	人／月	実績値	0	0	0	0

第3節 地域生活支援事業の実績

(1) 必須事業

・サービス内容

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障がい者の理解促進及び、共に生きる社会の実現に向けた啓発事業を推進します。
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者またはその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共に生きる社会の実現を図ります。
障害者相談支援事業	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行い、障がい者の地域生活を総合的に支援します。
成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業	知的障がい、精神障がいによって判断能力が不十分であるために、不利益を被ったり悪徳商法等の被害にあわないように、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、制度の利用を支援し、障がい者の権利と財産を守るとともに、関係機関や市民、地域団体等と連携し、制度の普及・啓発と利用の促進を図ります。
意思疎通支援事業／手話奉仕員養成研修事業	意思の伝達や情報の入手に支援が必要な障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、意思疎通の仲介支援を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に対して、日常生活が円満に行われるよう、自立した日常生活を支援する用具の給付または貸与を行います。
移動支援事業	移動が困難な障がいのある人で、公共機関または社会参加等の外出時に付き添う人がいない場合に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。また、その機能を充実・強化することで障がい者の地域生活・地域活動の支援を図ります。

利用実績では、意思疎通支援事業の中でも、手話通訳者派遣事業は計画値を下回っていますが増加傾向となっています。

日常生活用具給付等事業については、各年度において用具によりばらつきがあるものの、全体的に減少傾向にあります。

移動支援事業については、計画値に対して利用時間、利用人数とも年度によってばらつきがあります。

地域活動支援センター事業については、計画値、実績値ともに横ばい傾向で推移しています。

サービス名		単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
理解促進研修・ 啓発事業		実施の有無	計画値	有	有	有	有
		実施の有無	実績値	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	計画値	有	無	有	有
		実施の有無	実績値	無	無	無	無
障害者相談支援事業		箇所数	計画値	1	1	1	1
		箇所数	実績値	1	1	1	1
成年後見制度利用 支援事業		人／年	計画値	5	2	2	2
		人／年	実績値	0	0	0	0
成年後見制度 法人後見支援事業		実施の有無	計画値	有	有	有	有
		実施の有無	実績値	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者 派遣事業	人／年	計画値	367	282	295	295
		人／年	実績値	201	189	175	190
	要約筆記者 派遣事業	人／年	計画値	10	24	28	33
		人／年	実績値	2	2	4	5
	手話通訳者 設置事業	人／年	計画値	2	2	2	1
		人／年	実績値	2	2	2	2
手話奉仕員 養成研修事業		人／年	計画値	23	19	20	20
		人／年	実績値	9	10	8	10

サービス名		単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件／年	計画値	7	10	11	11
		件／年	実績値	14	7	5	5
	自立生活支援用具	件／年	計画値	3	5	6	6
		件／年	実績値	1	1	2	1
	在宅療養等支援用具	件／年	計画値	5	4	5	5
		件／年	実績値	1	4	3	5
	情報・意思疎通支援用具	件／年	計画値	6	7	7	7
		件／年	実績値	4	2	8	7
	排せつ管理支援用具	件／年	計画値	858	911	976	976
		件／年	実績値	586	559	574	550
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	計画値	2	2	2	2
		件／年	実績値	1	2	1	1
移動支援事業		時間／年	計画値	4,339	7,020	6,863	6,705
		人／年		68	89	87	85
		時間／年	実績値	7,508	6,085	5,937	5,442
		人／年		70	66	67	73
地域活動支援センター事業		人／年	計画値	186	185	190	196
		人／年	実績値	184	195	192	195
地域活動支援センター機能強化事業		実施の有無	計画値	有	有	有	有
		実施の有無	実績値	有	有	有	有

(2) 任意事業

・サービス内容

サービス名	内 容
日中一時支援事業	日中において一時的に見守り等の支援を行います。
社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許の取得と障がいに合わせた車両の改造に対して助成を行います。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

利用実績は、日中一時支援事業の利用者数はほぼ横ばいで推移している状況です。

サービス名	単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
日中一時支援事業	箇所数	計画値	4	10	11	13
	人／年		59	40	44	49
	箇所数	実績値	10	8	8	8
	人／年		19	17	18	21
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得・改造助成事業)	人／年	計画値	1	1	1	1
	人／年	実績値	0	3	0	0
訪問入浴サービス事業	回／月	計画値	23	25	27	29
	人／月		5	6	8	9
	回／月	実績値	24	27	43	34
	人／月		4	4	6	5

第４節 障がい児福祉サービスの実績

・サービス内容

サービス名	内 容
児童発達支援	身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がい児の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児又はその保護者からの相談に応じ、児童の心身状況や環境、利用に関する意向や事情を勘案し、障がい児福祉サービスの利用についての利用計画案を作成します。

利用実績は、児童発達支援・放課後等デイサービス及び障がい児相談支援が急増しています。

サービス名	単位	値	R2	R3	R4	R5 見込
児童発達支援	人日／月	計画値	37	67	79	92
	人／月		7	11	13	15
	人日／月	実績値	57	96	201	308
	人／月		8	15	44	76
医療型 児童発達支援	人日／月	計画値	5	0	0	0
	人／月		1	0	0	0
	人日／月	実績値	0	0	0	0
	人／月		0	0	0	0
放課後等デイ サービス	人日／月	計画値	273	591	739	921
	人／月		37	68	85	106
	人日／月	実績値	480	580	638	813
	人／月		47	62	73	91
保育所等訪問支援	人日／月	計画値	1	1	1	1
	人／月		1	1	1	1
	人日／月	実績値	1	1	1	1
	人／月		1	1	1	1
障害児相談支援	人／月	計画値	2	3	4	5
	人／月	実績値	2	3	4	15

●第2部●

第7期宇陀市障がい福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本市の障がい者施策全体の方向性を定めるものとして、「第3次宇陀市障がい者基本計画」では、すべての人が障がいの有無にかかわらず、等しく個人として尊重される共生のまちづくりを実現することを目指し、「誰もが自分らしく生き、互いに認め合う共生のまち」を基本理念として掲げています。

この基本理念は、「第7期宇陀市障がい福祉計画」及び「第3期宇陀市障がい児福祉計画」においても共通するものであり、障がい福祉サービスの計画的な体制整備と障がい福祉サービスの充実を通じて、基本理念の実現を目指します。

第2節 計画の基本的視点

基本理念に基づく、障がい福祉計画全体をつらぬくサービス提供の基盤整備における基本的視点として、次の4つを定めます。

基本的視点1：障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の一員として誰もが尊重される社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの基盤を充実させることで、社会的障壁の除去・軽減を図る必要があります。サービスの利用にあたっては、障がい当事者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援することで、社会参加の促進を図ります。また、自己決定権の尊重と本人保護との調和に関して、精神上的の障がいにより判断能力が不十分で意思決定が困難な人への支援を進めるため、成年後見制度の利用促進に努めます。

基本的視点2：障がいや生活の状況に応じたニーズへの対応

障がい福祉サービスは、それを必要とする人が、障がいの状況や生活支援の必要性に応じて、主体的に利用できるものであることが必要です。特に、発達障がいのある人を支える体制づくり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等、誰もが必要な支援を受けられるよう、サービスの周知を進めるとともに、相談支援等を通じてサービス利用を促進します。一方、ニーズの増加に対応できる体制整備を進めるため、サービス提供体制の充実・強化を事業所に働きかけると同時に、人材の確保に努めます。

基本的視点3：地域生活への移行とその継続に対する支援の強化

共生社会の実現には、障がいのある人が、必要な支援を受けつつ、自立した生活を地域で継続していける環境整備が求められます。障がい福祉サービスの充実を進めると共に、相談等を通じた生活の支援を進め、自立した生活の開始・継続を支援します。同時に、精神科病院入院患者や施設入所者等の地域生活への移行を促進するため、必要な相談・支援の体制を強化します。また、広く市民や地域団体等に対し、障がいに関する理解の促進や社会的障壁の除去とともに、地域共生社会の実現に向け、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進します。

基本的視点4：障がい特性などに配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がいの特性、障がいの状態、生活実態などに応じた障がいがある人の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは、症状が多様化しがちであり、一般に、障がいの程度を適切に把握することが難しい点について留意に努めます。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がい、その他の重複障がいなどについて、社会全体のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実に努めます。

第3節 第6期計画の成果目標の実績

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

◆取り組み

第6期は施設入所者の生活状況や本人の意向を踏まえながら、地域での生活移行について支援を行ってきましたが、目標値56人に対して実績値は54人でした。また、施設入所者の地域生活への移行者数は目標値4人に対して実績値は0人でした。

(1) 施設入所者数

令和元年度末の施設入所者数	57人	
令和5年度末の施設入所者数	目標値	実績値
	56人	54人

(2) 施設入所者の地域生活への移行者数

令和元年度末の施設入所者数	57人	
地域生活移行者数（令和3年度～令和5年度）	目標値	実績値
	4人	0人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とする。
- 令和 5 年度末の精神病床に 1 年以上長期入院患者数(65 歳以上・65 歳未満)を設定する。
- 令和 5 年度における入院後 3 ヶ月時点の退院率を 69%以上とする。
- 令和 5 年度における入院後 6 ヶ月時点の退院率を 86%以上とする。
- 令和 5 年度における入院後 1 年時点の退院率を 92%以上とする。

◆取り組み

本市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、宇陀市障害者地域自立支援協議会や自殺対策計画推進会議等で検討を行い、地域包括ケアシステムの構築を目指しましたが、構築は未設置です。

保健・医療・福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	目標値	実績値
令和 5 年度末までに保健・医療・福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	設置	未設置

3. 地域全体で支える仕組みづくり

国の基本指針

- 地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までの間、各市町村または各圏域に 1 つ以上確保しつつ、年 1 回以上運用状況を検証検討する。

◆取り組み

地域生活支援拠点等について、宇陀市障害者地域自立支援協議会、相談支援センターや各相談支援事業所等と連携を図りつつ、障がいのある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、障がいのある人や子どもの地域生活を支援する観点から、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、整備を目指しましたが、今のところ未設置です。

地域生活支援拠点等の整備

項 目	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の数	1 箇所	未設置

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。
 - ・就労移行支援事業からの移行者数を、1.30倍以上する。
 - ・就労継続支援A型事業からの移行者を、1.26倍以上とする。
 - ・就労継続支援B型事業からの移行者を、1.23倍以上とする。
- 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援を利用することとする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が、8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとし、福祉施設（日中活動系サービス）の利用者の内、令和5年度中に一般就労に移行する者等の数値目標を設定しました。

◆取り組み

就労移行支援事業所については、現在市内に2事業所、就労定着支援事業所が2事業所あり、令和5年度の一般就労移行者数は目標8人に対して7人（見込み）の実績でした。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

指 針 項 目	数 値	実 績 値
令和元年度一般就労移行者数（基準）	6人	—
令和5年度の一般就労移行者数	8人	7人
令和元年度就労移行支援事業からの移行者数（基準）	3人	—
令和5年度の一般就労移行者数	4人	7人
令和元年度就労継続支援A型事業からの移行者数（基準）	0人	—
令和5年度の一般就労移行者数	2人	0人
令和元年度就労継続支援B型事業からの移行者数（基準）	3人	—
令和5年度の一般就労移行者数	4人	0人

(2) 就労移行支援事業の利用者数

	目標値	実績値
令和 5 年度の就労移行支援事業の利用者数	28 人	23 人

(3) 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

	目標値	実績値
令和 5 年度の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	0%

(4) 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

	目標値	実績値
令和 5 年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率	80%	100%

(5) 就労移行支援事業から就労定着支援事業の利用者の割合

	目標値	実績値
令和 5 年度における就労移行支援事業から就労定着支援事業の利用者の割合	70%	0%

(6) 就労定着支援事業所における就労定着率が、8 割以上の事業所の割合

	目標値	実績値
令和 5 年度における就労定着支援事業所における就労定着率が、8 割以上の事業所の割合	70%	—

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に児童発達支援センターを1カ所以上確保する。
- 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和5年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための協議の場を設けるとともに、コーディネーターを配置する。

◆取り組み

保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係者による協議の場は設置。医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は2名となっています。国の指針とする重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については未設置ですが、宇陀市独自事業として市内事業所において、宇陀市重症心身障害児（者）等居場所づくり事業（通称：つばめくらぶ）を開始し、重症心身障害児（者）に対し日中一時預かり及び入浴サービスを提供しています。

指 針 項 目	目標値	実績値
児童発達支援センターを設置	設置	未設置
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	構築	未構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	確保	未確保
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係者による協議の場を設置	継続	設置

（1）医療的ケアの必要な子どものショートステイを行う事業所の確保（本市独自）

令和5年度における医療的ケアの必要な子どものショートステイを行う事業所数	目標値	実績値
	1箇所	未設置

（2）医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

令和5年度におけるコーディネーターの配置人数	目標値	実績値
	1人	2人

第4節 第7期計画の成果目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の成果目標

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

◆取り組み

第7期計画では施設入所者の生活状況や本人の意向を踏まえながら、地域への生活移行について支援を引き続き行います。

(1) 施設入所者数

令和4年度末の施設入所者数	53人
令和8年度末の施設入所者数	49人

(2) 施設入所者の地域生活への移行者数

令和4年度末の施設入所者数	53人
地域生活移行者数（令和6年度～令和8年度）	4人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の成果目標

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。（新規）

◆取り組み

数値目標の設定が求められているものは都道府県の障がい福祉計画であるため、本計画においては目標設定は行いませんが、奈良県の目標設定に合わせて、精神病床から地域生活への移行を促進すべく、相談支援や障がい福祉サービスの充実と地域理解の促進を図ります。

「地域包括ケアシステムの構築」は、精神障がいを持つ人々への対応が重要な部分となっており、県単位における目標とされています。

本市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、宇陀市障害者地域自立支援協議会や自殺対策計画推進会議等で検討を行います。

（1）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	目標値
（都道府県の目標） 令和8年度末までに保健・医療・福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	設置

※保健、医療、福祉の専門家がチームを組み、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

※精神科医、心理師、社会福祉士、看護師などが連携を取り、総合的なケアを提供します。

（圏域に1カ所）

3. 地域全体で支える仕組みづくり

国の成果目標

○令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

◆取り組み

地域生活支援拠点等について、宇陀市障害者地域自立支援協議会、相談支援センターや各相談支援事業所等と連携を図りつつ、障がいのある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、障がいのある人や子どもの地域生活を支援する観点から、住み慣れた地域で安心して暮らしていける支援施設を1箇所、整備することを目指し、自立支援協議会において設置に向けた協議・検討を行います。

（1）地域生活支援拠点等の整備

項 目	目標値
地域生活支援拠点等の数	設置

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の成果目標

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。（新規）
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。（新規）

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業を行う事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とします。

◆取り組み

就労移行支援事業所については、現在市内に2事業所、就労定着支援事業所が2事業所あり、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とします。（新規）

（1）福祉施設から一般就労への移行者数

指 針 項 目	R3年度 実績	目標値
令和8年度一般就労への移行者	6人	13人
令和8年度就労移行支援事業からの移行者数	6人	9人
令和8年度就労継続支援A型事業からの移行者数	0人	2人
令和8年度就労継続支援B型事業からの移行者数	0人	2人

(2) 就労移行支援事業の利用者数

令和 8 年度の就労移行支援事業の利用者数	目標値
令和 8 年度一般就労移行支援事業利用者数	19 人

(3) 就労移行率 5 割以上の就労移行支援事業所の割合

令和 8 年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上	目標値
	50%

(4) 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

令和 8 年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率	目標値
	80%

(5) 就労移行支援事業から就労定着支援事業の利用者の割合

令和 8 年度における就労移行支援事業から就労定着支援事業の利用者の割合	目標値
	70%

(6) 就労定着支援事業所における就労定着率が、7 割以上の事業所の割合

令和 8 年度における就労定着支援事業所における就労定着率が 7 割以上の事業所の割合	目標値
	25%

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の成果目標

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること。（都道府県）

◆取り組み

国の基本指針により、障がいのある子どもの支援提供体制を計画的に確保することを目指します。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

成果目標	目標値
児童発達支援センターを設置	設置
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	確保
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係者による協議の場を設置	継続

- (1) 医療的ケアの必要な子どものショートステイを行う事業所等の確保
(本市独自)

令和8年度における医療的ケアの必要なこどものショートステイを行う事業所等数	目標値
	1カ所

- (2) 医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

令和8年度におけるコーディネーターの配置人数	目標値
	2人

第2章

障がい福祉サービスの見込量

第1節 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

●見込みの考え方●

本市における過去の利用実績等の推移を踏まえて見込んでいます。利用者数の多い居宅介護については、ほぼ同水準で推移していますが、引き続き利用の増加傾向を想定して見込量を設定しています。また、行動援護は実績値を踏まえ見込量を設定しています。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間／月	656	679	703	728
	人／月	72	76	81	86
重度訪問介護	時間／月	0	116	116	116
	人／月	0	1	1	1
同行援護	時間／月	34	34	34	36
	人／月	2	2	2	2
行動援護	時間／月	308	315	322	330
	人／月	14	14	15	15
重度障害者等 包括支援	時間／月	0	119	119	119
	人／月	0	1	1	1

●見込量の確保の取り組み●

居宅介護については、障がい特性に応じ、適切に対応できるよう職員の資質の向上に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

また、同行援護・行動援護については、引き続きサービス需要の把握に努めるとともに、可能な限り近隣の事業所において、サービスを受けることが可能な体制整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス等

●見込みの考え方●

本市における過去の利用実績等の推移を踏まえて、全体的に利用が増加することを想定していますが、就労継続支援（B型）については、就労移行支援の利用の増加に伴い増加を見込んでいます。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日／月	3,147	3,202	3,259	3,316
	人／月	169	172	175	179
自立訓練 （機能訓練）	人日／月	6	6	6	6
	人／月	1	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日／月	240	245	251	256
	人／月	11	11	12	13
就労移行支援	人日／月	315	326	337	349
	人／月	17	18	18	19
就労継続支援 （A型）	人日／月	422	456	492	531
	人／月	22	24	26	28
就労継続支援 （B型）	人日／月	1,522	1,617	1,718	1,826
	人／月	85	88	92	96
就労定着支援	人／月	1	1	1	1
療養介護	人／月	10	13	13	14

●見込量の確保の取り組み●

生活介護の需要が増加する中、支援スタッフの不足が課題となっていました。今後は、さらに必要なサービスが提供できるよう、引き続き関係機関と連携を図りながら必要なサービスの提供体制整備に努めます。また、就労移行支援及び就労継続支援では、増加を見込むとともに、引き続き利用者のニーズの把握に努めるとともに、サービス基盤の確保に向け、企業との連携や支援を含めた整備を一層図ります。また、支援学校、相談支援事業者や地域の関係機関との連携を強化し、卒業生の適切なサービス利用計画の作成に努め事業所の新規参入を推進するとともに、近隣自治体とも連携し、必要なサービスの確保に努めます。

(3) 短期入所

●見込みの考え方●

本市における過去の利用実績等の推移を踏まえ、同水準の需要を見込んでいます。

サービス名	単位	令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
短期入所	人日／月	326	354	385	418
	人／月	35	35	36	36

●見込量の確保の取り組み●

ニーズに対応するため、事業所との連携をさらに強化するとともに、近隣自治体とも連携し、必要なサービスの確保・充実に努めます。

(4) 居住系サービス

●見込みの考え方●

共同生活援助（グループホーム）については、本市における過去の利用実績の推移を踏まえて、同程度の需要を見込んでいます。施設入所支援については、施設入所者数の削減目標等を考慮しながら、同程度の需要を見込んでいます。

サービス名	単位	令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
共同生活援助 （グループホーム）	人／月	53	56	59	63
施設入所支援	人／月	52	51	50	49

●見込量の確保の取り組み●

グループホームについては、障がいのある人の地域における自立生活の基盤として、特に整備が求められており、市内事業所と連携して重点的な整備を進めます。入所施設については、地域生活への移行を基調としつつ、ニーズの傾向を踏まえ、適正な整備を進めます。

(5) 相談支援

●見込みの考え方●

計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画の作成が求められることから増加を見込んでいます。また、地域移行支援、定着支援については同程度を見込んでいます。

サービス名	単位	令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	人／月	56	62	69	77
地域移行支援	人／月	0	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	1	1	1

●見込量の確保の取り組み●

計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者全員が対象となることから、需要の増加に対応できるよう、指定事業所の相談支援専門員の増員を図ります。

第2節 地域生活支援事業

(1) 必須事業

●見込みの考え方●

令和3年度から令和5年度の実績と今後の事業計画を踏まえて見込んでいます。

サービス名		単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	有	有
障害者相談支援事業		箇所数	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		人／年	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	人／年	190	236	245	259
	要約筆記者派遣事業	人／年	5	5	5	5
	手話通訳者設置事業	人／年	2	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業		人／年	10	12	12	13
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件／年	5	10	10	10
	自立生活支援用具	件／年	1	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件／年	5	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	件／年	7	7	7	9
	排せつ管理支援用具	件／年	550	539	528	517
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件／年	1	2	2	2

サービス名	単位	令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
移動支援事業	時間／年	5,442	5,551	5,662	5,775
	人／年	73	74	76	77
地域活動支援センター事業	人／年	195	199	203	207
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有

●見込量の確保の取り組み●

各事業内容の充実を図るとともに、事業等の周知に努めます。また、移動支援事業は多くの利用が見込まれる事業であることから、必要な人が利用できるようサービス利用状況の検証と適正な事業運営に努め、サービス量の確保を図ります。

(2) 任意事業

●見込みの考え方●

令和 3 年度から令和 5 年度の実績と今後の事業計画を踏まえて見込んでいます。

サービス名	単位	令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日中一時支援事業	箇所数	8	8	8	8
	人／年	21	21	22	22
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得・改造助成事業)	人／年	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	回／月	34	42	42	42
	人／月	5	6	6	6

●見込量の確保の取り組み●

今後も事業内容の周知を図り、サービス利用の確保に努めます。利用者のニーズを踏まえ、地域の実情に沿った事業を展開します。

第3節 発達障害者支援事業

(1) パARENTトレーニング等の推進

(奈良県計画) パARENTメンターの養成を行い発達障がい者支援センターと連携し相談支援体制の充実を図るとしています。

事業名	内 容
パARENTトレーニング	子どもと関わりながら、日常生活で起こる困難を解消し、子どもの発達を促したり、問題行動を減らして望ましい行動を増やしていくための、保護者向け療育のスキルアップを図る支援プログラムを作成し家族支援の強化を図ります。

●見込みの考え方●

今後のニーズを踏まえて、事業実施を見込んでいます。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
パARENTトレーニングや パARENTプログラム等の 支援プログラム等の受講者数	人	1	2	3	5

(2) 地域の相談支援体制の強化

(奈良県計画) 地域の相談支援事業者に対する指導助言や人材育成支援、連携強化の取り組みの充実を図るとしています。

事業名	内 容
相談支援事業者に対する訪問指導・連携強化	相談支援事業者に対し訪問による指導や助言等を行い事業者のスキルアップを図るとともに、相談支援事業者との連携により支援体制の強化に取り組みます。

●見込みの考え方●

実績の増加傾向を踏まえ、相談支援体制の充実・強化のための取組事業実施を見込んでいます。

サービス名	単位	令和５年度 実績見込	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	４	７	７	７
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	０	１	１	１
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	１	２	２	２

（３）福祉サービスの質を向上させるための取り組み

（奈良県計画） 障がい福祉サービスの各種研修の積極的な活用を進める。

事業名	内 容
障がい福祉サービス等に係る各種研修	事業所における職員のスキルアップを図るため、さらに各種研修の実施等を行い福祉サービスの向上を図ります。

●見込みの考え方●

今後のニーズを踏まえて、福祉サービスの質を向上させるための取り組み事業実施を見込んでいます。（○、×で示します。）

サービス名	単位	令和５年度 実績見込	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施	—	○	○	○
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	—	○	○	○
指導監査結果の関係市町村との共有	実施	—	○	○	○

●第3部●

第3期宇陀市障がい児福祉計画

第1節 障がい児福祉サービス

(1) 障害児通所支援

●見込みの考え方●

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、引き続き、急速なニーズの増加傾向を踏まえて見込量を設定しています。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日／月	308	320	320	320
	人／月	76	80	80	80
医療型 児童発達支援	人日／月	0	8	8	8
	人／月	0	1	1	1
放課後等 デイサービス	人日／月	813	1,140	1,140	1,140
	人／月	91	95	95	95
保育所等 訪問支援	人日／月	1	2	2	2
	人／月	1	2	2	2

●見込量の確保の取り組み●

支援を必要とする児童の数は、学校現場等においても増加傾向にあり、引き続き増加するニーズへの対応が求められます。

引き続き、事業所との連携を強化するとともに、さらに、新規参入を促進し、可能な限り近隣の事業所において、サービスを受けることが可能な体制の整備に努めます。

(2) 障害児相談支援

●見込みの考え方●

障害児通所支援を利用する児童全員が計画相談支援を受けることを考慮して、見込量を設定しています。

サービス名	単位	令和 5 年度 実績見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害児相談支援	人／月	15	22	32	47

●見込量の確保の取り組み●

障害児通所支援の利用者全員が支援を受けられるよう、引き続き、指定事業所と連携して相談支援の体制を整備します。

●第4部●

計画の推進体制

第 1 節 制度及びサービス内容の周知と普及

障がい者が社会の全面的な一員として参加し、自立した生活を送るため、また、障がい福祉サービスの質とアクセスを向上させるために、行政、サービス事業所、市民団体、地域社会が協力し合う必要があります。

本計画に基づく施策を市民の理解を得ながら推進するため、行政はもとより、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を行うとともに、障がい者週間等を通じて、市民、ボランティア団体、障がい者団体等による幅広い啓発活動を促進します。

○情報アクセスの向上：障がい者やその家族が必要とする福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、ウェブサイトやパンフレットなどを通じて情報提供に努めます。

○意識向上プログラム：一般公衆、企業、教育機関向けの意識向上プログラムを実施し、障がい者のニーズと権利に対する理解を深めます。

○地域（コミュニティ）社会において、信頼の下に支援のネットワークの構築、地域団体、NPO、ボランティア団体と連携し、サービスの提供と普及を図ります。

○障がい福祉サービスを提供する事業所やケアスタッフに対して、継続的な教育とトレーニングを提供することで、質の高いサービスの提供を継続します。

○本計画の進行管理と合わせて、実施するための具体的なロードマップを立案し、障がい者の権利、雇用、教育、アクセシビリティなど、さまざまな側面をカバーする体制を確立します。

○サービス利用者やその家族からの意見や情報を定期的に収集し、サービス内容の改善や新たなニーズの特定に役立てます。

第2節 サービス提供体制の整備

障がい者が自立し、社会参加することを支援するためのサービス提供体制の整備のために重要なのは、障がい者一人ひとりのニーズに対応し、彼らが尊厳を持って生活できるようにサポートすることです。

○サービス提供事業所との綿密な連携や新規事業者の参入を促進することで必要なサービスの確保を進めるとともに、近隣自治体と連携して、サービス提供体制の充実を図ります。

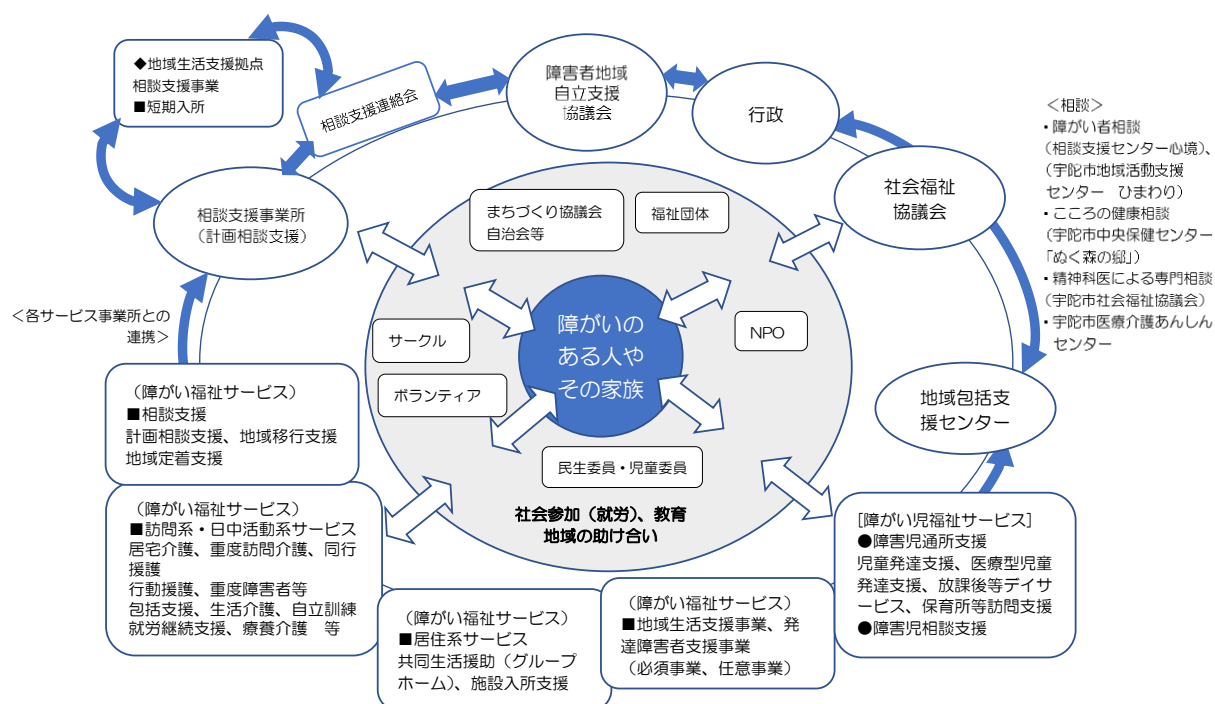
○サービスの担い手である福祉人材の確保、育成についても、事業所との連携や支援に努め、必要なサービスの質と量の確保を図ります。

○多様なニーズへの対応のため、障がいの種類や程度、個人の状況に応じて、様々な福祉サービスを提供するとともに、身体障がい、知的障がい、精神障がいなど、障がいの種類ごとに特化したサービスの提供体制をめざします。

○インクルージョンと社会参加のため、障がい者が地域社会の一員として活動できる支援体制の整備に努めます。

○アクセシビリティの確保：物理的なアクセス、情報へのアクセス、コミュニケーションのアクセスを改善し、障がい者がサービスを利用しやすい環境の整備に努めます。

サービス提供体制関連図



第1節 地域との連携

障がい福祉施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関等との連携・協働が重要となります。そのため、地域住民やボランティア等が行う地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

第2節 保健・医療との連携

障がい者支援サービスのニーズが多様化し、また、重度障がい者、精神障がい者への適切な対応や、内部障がい、発達障がい（自閉症スペクトラム、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等）、高次脳機能障がい、難病等の新たな障がい等への対応が求められる中、地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の医療・保健・福祉の連携を強化します。

さらに、地域における生活の維持及び継続の推進、地域社会を構成する市民やNPO団体、ボランティア、障がい当事者団体、企業、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携強化できる仕組みづくりを一層推進しながら、相談支援体制の充実・障がい福祉人材の確保の強化・施設から一般就労への移行等の支援の充実を目指して、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

第3節 庁内推進体制の整備

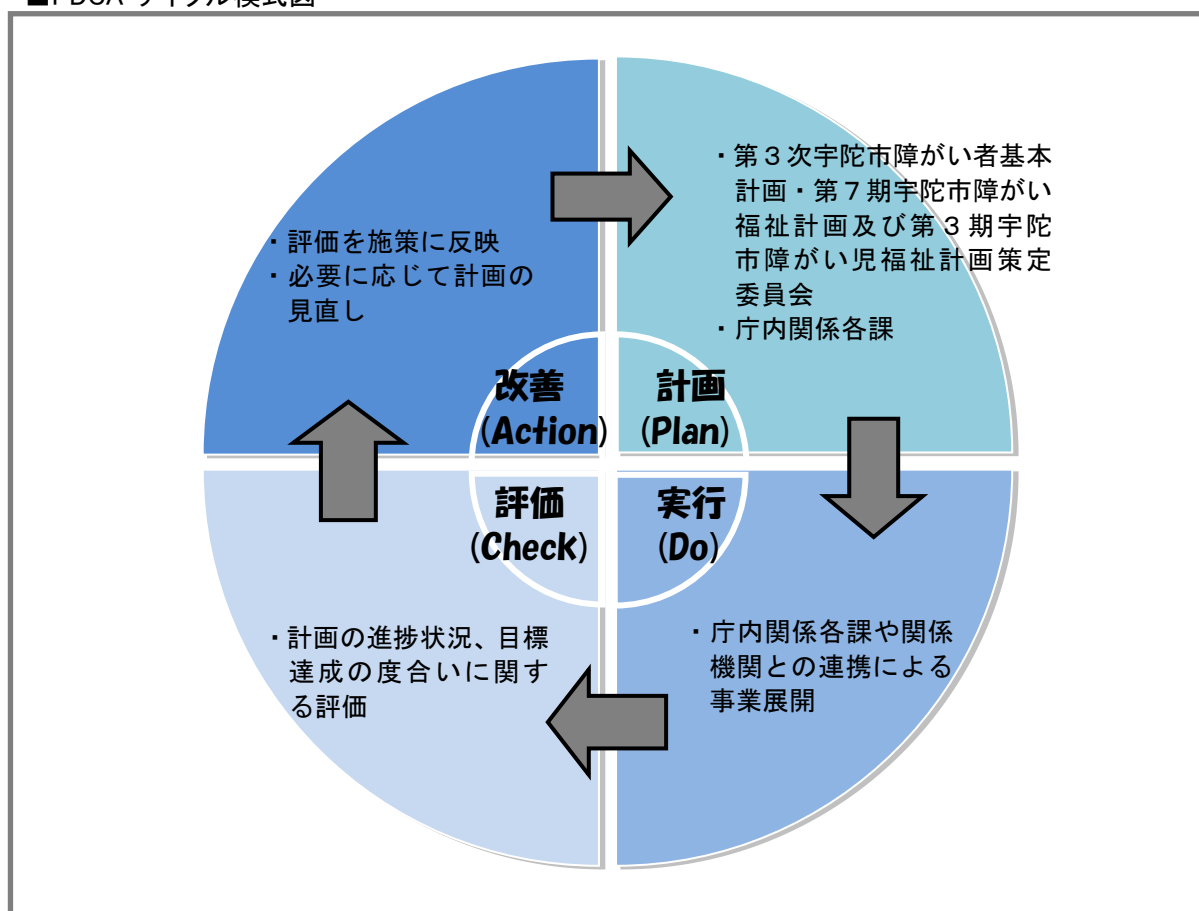
障がい者福祉施策については、教育、保健・医療、就労、都市計画等全庁的な取り組みが必要なことから、引き続き、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

第4節 計画の点検・評価におけるPDCAサイクルの確立

「宇陀市障がい者計画」は、宇陀市における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた「障がい者基本計画」と、宇陀市における障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、障がい福祉サービス等を確保するための方策等を事業計画として取りまとめた「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」との3部構成となっています。

基本計画は、障がいのある人に対する施策全般を長期的な視野において推進するものである一方で、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は障がい福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図る計画であることから、定期的に点検・評価を行います。特に見込量や数値目標を含む障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、進捗状況の点検・評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標の達成状況を分析・評価することにより、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

■PDCA サイクル模式図



●資料編●

第 7 期宇陀市障がい福祉計画及び
第 3 期宇陀市障がい児福祉計画策定委員会名簿

(順不同/敬称略)

氏 名	役 職 等
渡 辺 一 城	天理大学 人間学部 人間関係学科 教授
辻 村 貴 弘	宇陀地区医師会 会長
井 谷 憲 司	宇陀市議会 議員
北 村 達 也	奈良県中和保健所 保健予防課長
富 田 英 一	宇陀市連合自治会 会長
西 角 政 美	宇陀市民生児童委員連合会 会長
廣 瀬 朋	宇陀市障害者地域自立支援協議会 会長
中 井 実	宇陀市身体障害者福祉協会 会長
田 中 正 男	宇陀市聴覚障害者協会 会長
澤 田 和 美	宇陀市手をつなぐ育成会 代表
米 田 美 實	宇陀市ひまわり会 会長
廣 田 英 行	東和圏域マネージャー
東 勲	宇陀市社会福祉協議会 事務局長

計画策定経過

年月日	調査・計画・会議協議事項
令和4年 12月27日	宇陀市障がい者自立支援協議会開催 策定委員会設置要綱、障がい計画、結果報告概要版、資料素案、策定スケジュール等について協議
令和5年 10月4日～ 31日	市民アンケート調査の実施 ○調査期間：令和5年10月4日から令和5年10月31日 ○調査方法：郵便による配布・回収 ・18歳未満の障がい児の保護者 50件、回収数14、回収率28.0% ・18歳以上の障がい者 950件、回収数351、回収率36.9% ・一般市民 1,000件、回収数380件、回収率38.0%
令和5年 12月27日	第1回 第7期宇陀市障がい福祉計画及び第3期宇陀市障がい児福祉計画策定委員会開催 議題・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 第1部総論【素案】
令和6年 1月30日	第2回 第7期宇陀市障がい福祉計画及び第3期宇陀市障がい児福祉計画策定委員会開催 議題・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画第2部 障がい福祉計画【素案】
令和6年 2月7日～ 2月20日	パブリックコメントの実施 ○市広報ホームページ及び宇陀市自主放送チャンネル「うだチャン」等において計画素案に対するパブコメの実施・周知を行った。 ○計画素案に対する意見、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画案について
令和6年 2月29日	第3回 第7期宇陀市障がい福祉計画及び第3期宇陀市障がい児福祉計画策定委員会開催 議題・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画第2部 障がい福祉計画【最終案】

あ	
アクセシビリティ	高齢の方や障がいをもっておられる方などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。
一般就労	雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること。
医療的ケア	たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。
インクルージョン	個人の違いを認め合い、活かし合うこと。人種や国籍、性別、ライフスタイル、価値観、考え方など、あらゆる違いを受け入れ、それぞれの能力やスキルが組織内で活かされている状態を指す。また、人間の多様性を尊重し、障がいのある人が精神的にも、身体的にも最大限まで発達できるよう、社会に他の人と変わらず参加できるように支援し、障がいのある人もない人も共に生活すること。
宇陀市公園条例	市立公園の設置、管理等に関して、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、市民福祉の増進に寄与するために定められた条例。
宇陀市手話言語条例	「手話は言語である」という認識のもと、市民に対して理解を広め、手話を使いやすい環境にするための取り組みを行い、誰もが安心して暮らすことができるまちをつくるために定められた条例。令和 2 年 4 月 1 日施行。
宇陀市障害者コミュニケーション条例	障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及、及び利用の促進を図ることにより、障がいのある人の多様なコミュニケーションを促進し、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら暮らしていける社会を実現するために定められた条例。令和 2 年 4 月 1 日施行。
宇陀市障害者地域自立支援協議会	宇陀市において、障がいのある人等への支援体制の整備を図るため、障がいのある人やその家族、福祉・医療・教育等の関係機関によって構成される協議会。
NPO（エヌピーオー）	政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う非営利組織・団体。（Nonprofit Organization）
か	
共生社会	障がいの有無にかかわらず、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。
ケアマネジメント	介護や援助を必要とする人からの相談に応じ、社会生活上での複数のニーズを充足させるため、適切な社会資源と結びつけるための調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保していく援助方法。
さ	
社会的障壁	障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるもの（社会における事物、制度、慣行、観念など）。
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。
児童発達支援センター	通所支援のほか、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言を行う等、地域の中核的な療育支援施設のこと。
児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や各施設及び事業に関する基本原則を定める日本の法律。「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 6 月 3 日に公布された。平成 30 年度から施行。

自閉症	発達障がい的一种。先天的な原因から、対人関係の特異性、コミュニケーションの障がい、過度なこだわりを有する症状がある。
重症心身障がい者（児）	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がいのある人（子ども）。
障害者虐待防止法	障がいのある人を虐待から守るために、障がい者が尊厳をもって生活し、自立や社会参加を目指すことを目的として制定された。障がい者の家族など養護者への支援促進も盛り込まれている。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。
障害者差別解消法	行政機関や事業者において障がい者に対する障がいを理由とする差別を解消することを目的とし、行政機関や事業者の取るべき措置などを規定している。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者の雇用の促進等に関する法律	障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律で、身体障がいのある人又は知的障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障がいのある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて、その職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的としている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。
自立支援医療（更生医療）	18 歳以上の障がいのある人の障がいを除去または軽減して職業能力の増進、日常生活を容易にするために行われる医療。
自立支援医療（精神通院医療）	精神障害者通院医療公費負担制度。通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療に要する費用を公費負担する制度。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取引権が付与された成年後見人等が行うしくみ。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度において、後見、補佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。
相談支援事業所	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援や、権利擁護のための必要な援助を行う事業所。
相談支援専門員	障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人への全般的な相談支援を行う。
た	
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域での包括的な支援・サービスを提供する体制。
地域包括支援センター	保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関で、生活圏域を踏まえて、市町村または市町村に委託された法人が運営する。
な	
難病	原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病や経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず助助等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

は	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
PDCA（ピーディシーエー）サイクル	計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を繰り返しながら、着実に効果的な計画等の推進を図る方法。
避難行動要支援者	自力での移動が困難な人、薬や医療装置がないと生活できない人、理解や判断ができない人など、平常時から介護や行動の補助など何らかの支援を必要とする人。災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。
ペアレントトレーニング	発達障がいを持つ子どもの親を対象とした、子どもの行動を変えるテクニックを身につけるためのトレーニング。ペアレントトレーニングでは、子どもの好ましい行動を増やし、好ましくない行動を減らすためのテクニックを親が修得する。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。
ペアレントメンター	「メンター」とは「信頼のおける相談相手」のこと。発達の気になる子どもを育ててきた保護者が、同じように子どもの発達が気になる保護者の悩みを聴いて、寄り添いながら共感したり、経験談を話したりすることで発達が気になる子どもの子育てを応援する。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない、主として小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設。仕事と子育ての両立支援を図るものとして、「児童福祉法」に基づき設置が進められている。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、障がいのある子どもに、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。

宇陀市障がい者計画

令和6年3月

宇陀市 健康福祉部 介護福祉課

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の3

TEL 0745-82-3675 FAX 0745-82-7234

E-mail kaigo@city.uda.lg.jp